

「経営者保証に関する取組方針」の公表について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）では、これまで「経営者保証に関するガイドライン（※）」に基づき、経営者保証に依存しない融資の取組みを進めてまいりました。その結果、2022年度下期の経営者保証に依存しない融資の割合は**55.5%**（2022年度上期比+18.3%）となっており、着実に増加しております。

今般、お客さまの思い切った事業展開や円滑な事業承継をサポートしていく観点から、経営者保証に依存しない融資慣行を更に浸透・定着させていくため、「経営者保証に関する取組方針」を策定し、クレジットポリシー（投融资方針）に明記するとともに、当行ホームページにて公表しましたので、お知らせします。

（※）経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が2013年12月5日に公表。法人と経営者の資産が明確に区分されていない、財務状況の適時適切な開示がなされていない等、経営者保証を求める合理性が認められる場合等を示している。

1. 公表日

2023年5月16日（火）

2. 「経営者保証に関する取組方針」の内容

- 当行は、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、担保・保証に過度に依存しない融資慣行の浸透、定着を図るため、**法人のお客さま向けのご融資に際し、原則として経営者保証を求めないものとします。**
- なお、「経営者保証に関するガイドライン」等に基づき、保証のご提供をお願いする場合には、**どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかを具体的かつ丁寧に説明を行います。**
- また、保証人のお客さまから「経営者保証に関するガイドライン」に則した**保証債務の整理の申し出があった場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応を行います。**

上記取組については2023年4月1日より実施しております。

3. 関連するSDGs



東邦銀行グループでは、『とうほうSDGs宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。